

介護事業者の事故対応

デイの認知症利用者の加害事故への対応

－加害者の対応に任せて良いか？－

■「きちんと賠償して下さい」と対応したが・・・

認知症の重い男性Sさんが利用しているHデイサービスは、定員30名の規模の大きい賑やかなデイサービスです。Sさんは68歳で身体に障害が無く体力もあり、賑やかなデイの雰囲気です。時々興奮して他の利用者を叩いたりするので、職員はできる限り目を離さないようにしています。ところがある日職員が目を離した際に、認知症がある女性利用者と言われた言葉に腹を立て突き飛ばし、相手を骨折させてしまいました。連絡を受けて駆けつけてきたSさんの息子さんに対して、デイの所長は「被害者への賠償をきちんとお願いします。」と被害者への対応を促しました。Sさんの息子さんはその時は恐縮して、被害者の骨折の治療費などを支払うと約束しました。また、デイサービスではSさんのこの事故がきっかけで、Sさんの利用を断ったことから、その後Sさんと被害者との賠償交渉については経過の確認はしませんでした。

ところが、1カ月後に加害者であるSさんが亡くなったため、Sさんは被害者に対して賠償することができなくなったため、被害者はデイサービスに賠償するように求めてきました。

偶発的な加害事故で施設の責任は問われるのか？

■職員の見守りには限界がある

デイサービスの賑やかな雰囲気が合わなかったり、広いデイルームに不安を感じて興奮し、他の利用者に対して暴力行為や迷惑行為をしてしまう認知症の利用者がいます。そのため、デイサービスではこれらの利用者に対して、スペースを狭く区切って落ち着いて過ごせる居場所を作るなどの工夫をや、特定の利用者には敵意を持つような場合は、職員が見守るなどの対策を取っています。

しかし、これらの対策にも限界があり、本事例のような事故は避けられないこともあります。では、このようなデイサービスにおける認知症利用者の加害事故が起きた時、デイサービスはどのように対応すべきなのでしょう？まず、法的な責任をチェックしておきましょう。



■デイサービスにはもともと法的責任が発生している？

加害者に認知症がある場合、本人は責任無能力者として賠償責任を負わず、本人の保護者と代理人の役割をしている家族が本人に代わって賠償責任を負うこととなります(民法714条1項)。しかし、デイサービスの利用中(管理下中)に起きた事故では、デイサービスも代理監督義務者として家族と連帯して賠償責任を負わなくてはなりません(民法714条2項)。

このケースでは、被害者はどちらへも全額請求することが可能であり、加害者家族に賠償能力がなければデイサービスが全額賠償しなければなりません。監督義務者がその監督義務を怠らなかったときは責任を免れる(民法第714条1項但書)とありますが、介護のプロであるデイサービスは監督義務を怠らなかったと立証することは難しいでしょう。

では、デイサービスは認知症で暴力行為などの事故に、どのように対応すれば良いのでしょうか？本事例では事故発生当初からデイサービスの法的責任を考えて、Sさんの息子さんと被害者の賠償交渉に積極的に関わるべきだったのです。デイサービスは賠償責任保険にも加入していますから、保険会社に相談して難しい賠償交渉を進めることもできたはずなのです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店